

令和7年第6回定例教育委員会

令和7年6月26日(木) 午後3時00分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長 委員 委員 委員 委員	黒川淳司 須田壽美江 麓美絵 新館忠義 兼子弘詔	説明員	教育部長 教育部次長 学校教育支援室長 総務課長 総務課参事 総務課主幹 学校教育課長 教育支援課長 教育支援課参事 給食センター長 対雁調理場長 生涯学習課長 スポーツ課長 スポーツ課主幹 情報図書館長 郷土資料館長 郷土資料館参事 総務課総務係長	佐藤学 新山千穂 小椋公司 山崎浩克 伊藤麻美 清水孝則 稲田征己 水口武樹 米山昌洋 三浦滋 井上真 星野行 松井正 天野保 佐野之 堀井修 兼平一 本田拓也
			記録員 傍聴者	1名	

1 報告事項

- (1) 令和7年第2回江別市議会定例会の一般質問について
- (2) セラミックアートセンターで発生した盗難事件について
- (3) 令和7年度中学生国際交流事業について
- (4) 教育支援課所管事案について
- (5) 市内小学校で発生したいじめに係る損害賠償請求事件について

2 審議事項

- (1) 令和7年議案第22号
江別市青少年健全育成協議会委員の補欠委員の委嘱について
- (2) 令和7年議案第23号
指定管理施設の更新について
- (3) 令和7年議案第24号
指定管理施設の更新について

3 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 令和7年第7回定例教育委員会の日程について

会 議 録	
黒川教育長	(開会) ただいまから、令和7年第6回定例教育委員会を開会いたします。 本日の議事日程は配付のとおりであります。開会前に確認いたしましたとおり、1の報告事項(4)教育支援課所管事案については、秘密会で取り扱うこととし、議事の冒頭に行くことといたします。 会議に先立ち、本日の会議録署名人を兼子委員にお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 <秘密会につき会議録省略>
黒川教育長	委員会を再開します。 報告事項(1)令和7年第2回江別市議会定例会の一般質問についての報告を求めます。 佐藤教育部長お願いします。
佐藤教育部長	報告事項(1)令和7年第2回江別市議会定例会の一般質問についてご報告いたします。 資料1ページをご覧ください。教育委員会関係分は、6月19日に石川議員から一般質問がありました。 資料2ページをお開き願います。「AIロボットの活用について」質問があり、そのうち教育委員会からは2点目の「市立小中学校の教材として活用することについて」、次のとおり、答弁しております。 「現在の学習指導要領では、将来の予測が困難な時代に求められる資質・能力として、知識や技能、思考力などに加え、学びに向かう力や人間性を重視しており、こうした力を育成するためには、児童生徒の知的好奇心や自己肯定感等を高めることが必要とされている。AIロボットの活用については、近年、教科書等に掲載される機会が増えるなど、教育現場においても関心が高まりつつあり、他の自治体における実証実験では一定の効果があつたものと承知している。市では、えべつ未来戦略で掲げる「子どもが主役のまちをつくる」の達成度を測る指標に児童生徒の自己肯定感を設定し、市内小中学校では、教育活動全般において、子ども達が達成感を感じることができる取組を充実させるなど、その向上に努めている。特に、小中一貫教育では、小学生と中学生が交流する取組が数多く行われており、夏休みに中学生が小学生の学習指導を補助する際に、中学生の中に思いやりの心が育まれるとともに、自己肯定感の向上につながっているところである。教育委員会としては、まずは、小中一貫教育をはじめとする様々な教育活動を通じて、子ども達の豊かな人間性の醸成に引き続き、努めていく。」と答えています。 これに対し、石川議員から、再質問があり、「教育の質を高める観点から、AIロボットを教材として導入することについて」への答弁では、「子ども達が、なりたい自分を思い描き、将来の夢や目標を持つことは、当市の学校教育において重視しているところであり、その実現に向け効果が期待できる教材については、導入を検討する必要があるが、AIロボットに限らず、新たな教材を導入する際には、費用対効果や指導にあたる教員の体制等について、慎重に判断する必要がある。」と答弁しています。 以上です。
黒川教育長	ただいま報告のありました、令和7年第2回江別市議会定例会の一般質問について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承)
兼平セラミックアートセンター事業担当参事	次に、報告事項(2)セラミックアートセンターで発生した盗難事件についての報告を求めます。 兼平セラミックアートセンター事業担当参事お願いします。 報告事項(2)セラミックアートセンターで発生した盗難事件について、ご報告いたします。 資料1ページをご覧ください。1の事件の概要であります。令和7年5月31日土曜日、セラミックアートセンター内のれんが資料展示室で、炭鉄港構成文化財認定証(複製)の盗難事件が発生したものであります。

	2の被害額は、認定証発行経費相当額と額縁代を合わせまして、5,000円であります。 3の経緯であります、事件発生当日の5月31日土曜日の観覧開始時間前に当館職員が室内を巡回した際には、認定証の現存を確認しております。その後、11時30分に再度巡回した際に、認定証が持ち去られていることが判明したものであります。翌6月1日には職員により、当該認定証が館内他所に放置されていないか等の捜索を行いましたが発見には至らなかったため、6月2日にセラミックアートセンターから江別警察署へ被害届を提出いたしました。なお、認定証につきましては、炭鉄港推進協議会事務局である空知総合振興局へ再度交付を依頼し、受領しましたことから、額縁と展示テーブルを固定するなどの防犯対策を講じた上で展示済であります。 4の被害発生場所であります、記載図面左側のセラミックアートセンター1階平面図に太枠で示しておりますのが発生場所の「れんが資料展示室」であり、その右側図面の丸印箇所に認定証を配置しておりました。 資料2ページをご覧ください。5の被害物件です。上段写真は盗難前の認定証配置状況です。手前の4つの煉瓦が構成文化財であり、そのことを示すものとして認定証を背後に配置しておりました。なお、中段の縦位置写真2枚は、認定証の表、裏面記載内容を示したものであります。 6の再発防止策であります、セラミックアートセンターといたしましては取り急ぎ、職員による館内巡視回数を増やしたほか、防犯カメラの導入状況など、他自治体類似施設の管理体制の調査を進め、展示資料と館内設備等の管理徹底に努めてまいります。 以上です。
黒川教育長	ただいま報告のありました、セラミックアートセンターで発生した盗難事件について、質問等がございましたらお受けします。
須田委員	被害額は5,000円ですが、認定証そのものには相当な価値があるのでしょうか。なぜ盗まれたのでしょうか。
兼平セラミックアートセンター事業担当 兼平参事	認定証そのものの価値についてですが、価値というよりは4つの北炭製の明治時代の煉瓦が希少であるということを示す役割を担っているという意味合いの方が強いです。なぜ認定証をピンポイントで持っていかれたのかは理解しかねるところですが、憶測するにファンの方が持って行かれた可能性もあると考えております。
黒川教育長 麓委員	そのほか質問はございますか。 この認定証は常に展示されているものなののでしょうか、それともこの期間だけ展示されているものなののでしょうか。
兼平参事	この認定証は令和6年にこの煉瓦が日本遺産構成文化財に認定されて以来、常設展示として1年くらい掲示しておりまして、限定的ではなく、炭鉄港が日本遺産である限り掲示する予定です。
黒川教育長	そのほか質問はございますか。 (質疑終了) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承)
星野生涯学習課長	次に、報告事項(3)令和7年度中学生国際交流事業についての報告を求めます。 星野生涯学習課長お願いします。 報告事項(3)「令和7年度中学生国際交流事業について」ご報告いたします。 資料をご覧ください。「1 趣旨」から「3 期間等」については、資料に記載のとおりでありまして、本事業は、姉妹都市であるアメリカ合衆国オレゴン州グresham市との間で行われており、今年度は令和7年12月4日から12月14日までの11日間の日程で、中学生がグresham市を訪問します。 訪問団のメンバーは、現在、中段の「4 参加者(予定)」に記載しております今年度の派遣割当校に対し、生徒の推薦を依頼しているところです。また、江別市小中学校長会に対し、訪問団団長として生徒を引率・指導していただく教諭の推薦を依頼しております。訪問団の全体調整は、生涯学習課の国際交流員が担当いたします。訪問中は、生徒については、グresham市の各家庭にホームステイをし、アメリカの家庭生活を体験するとともに、現地の中学校へ体験入学し、同年代の生徒と交流します。また、グresham市に隣接し、地域の中心都市であるポートランド市の市内見学などアメリカの文化に触れ、国際理

黒川教育長	解や国際感覚などの見聞を広めるプログラムを予定しております 「6 その他」であります。グレシャム市側の事情によりグレシャム市中学生の江別市への派遣が中止となっていることから、令和8年度以降の派遣再開に向けて、協議を続けているところであります。 次に資料の次ページをご覧ください。最後に「7 参考」としまして、グレシャム市との高校生相互派遣事業についてご報告いたします。生涯学習課が事務局をしております江別市都市提携委員会が実施する事業で、グレシャム市からは、6月30日から7月22日までの期間、高校生2名が江別市へ派遣されます。大麻高校及び野幌高校への体験入学やホームステイを通じて、日本の学校生活や家庭生活に触れ、相互の文化の理解と姉妹都市の友好親善を図ります。また、江別市からの派遣については、こちらも2名で、江別市民であり、市内の高校から推薦を受けた高校生1名と公募の高校生1名が、令和8年2月上旬から2月下旬の期間でグレシャム市を訪問する予定です。 以上です。 ただいま報告のありました、令和7年度中学生国際交流事業について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項(5)市内小学校で発生したいじめに係る損害賠償請求事件についての報告を求めます。 米山教育相談担当参事をお願いします。
米山教育相談担当参事	報告事項(5)市内小学校で発生したいじめに係る損害賠償請求事件について、ご報告申し上げます。 資料をご覧ください。はじめに、本件は、令和4年に市内小学校で発生したいじめの被害児童が原告となり、市などに対して損害賠償請求がなされたものであります。 1事件の概要であります。今ほど申し上げたいじめの被害児童が原告となり、江別市長のほか、加害児童2家庭の両親4名を被告とする損害賠償請求事件で、請求金額589万5,978円とする訴状が、本年6月20日に到着したものであります。 次に、2請求の概要であります。いじめによって不登校となり、肉体的、精神的苦痛を受け、市外への転校を余儀なくされたのは、学校が適切な対応を怠ったことなどが原因だとする損害賠償請求であります。 次に、3訴訟に至るまでの対応の(1)経緯であります。被害児童は、小学4年生時に市外から市内小学校に転入学し、4年生の冬休みごろから母親に対していじめられている旨を伝え、5年生になった令和4年5月11日のいじめによって、登校できない日が続く、市外の小学校に転校したものであります。 次に、(2)いじめの重大事態の認定及び調査であります。本件は、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に認定して調査を行ったものであり、令和4年7月に市教委が設置する江別市いじめ防止対策審議会に諮問を行い、令和5年8月に調査結果の答申を受けましたものであります。 次に、(3)答申後の経過であります。審議会から答申を受けた後、調査結果を、市長、定例教育委員会、文部科学省に報告した後、市のホームページで公表を行ったものであります。 なお、今後におきましては8月29日の口頭弁論期日までに訴状の詳細な内容を精査するとともに、弁護士との情報共有を行うなど準備を入念に行なってまいりたいと考えております。 報告は以上であります。
黒川教育長	ただいま報告のありました、市内小学校で発生したいじめに係る損害賠償請求事件について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 続いて、2の審議事項に入ります。 審議事項(1)令和7年議案第22号 江別市青少年健全育成協議会委員の補欠委員の

米山教育相談 担当参事	委嘱についての説明を求めます。 米山教育相談担当参事お願いします。 審議事項（１）議案第２２号 江別市青少年健全育成協議会委員の補欠委員の委嘱についてご説明申し上げます。 資料１ページをご覧ください。江別市青少年健全育成協議会は、青少年の健全な育成に関し必要な事項を調査審議するほか、いじめの防止等に関し、関係機関及び団体の連携を図ることを目的に、江別市青少年健全育成協議会条例に基づき設置しております。当協議会委員は、令和６年７月１日から２年間の任期で委嘱しておりますが、このたび、委員の所属団体の役員改選等により、欠員が生じたことから、１の補欠委員候補者に記載のとおり、江別市スポーツ協会から推薦を受けた石山雅志氏ほか、計４名を新たに委嘱しようとするものであります。 ２の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、令和７年６月２６日から令和８年６月３０日までであります。 ３の委員名簿であります。新委員を含めた委員名簿を裏面２ページに記載しておりますので、ご参照願います。
黒川教育長	以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 （質疑なし） それでは、令和７年議案第２２号 江別市青少年健全育成協議会委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 （一同了承） それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項（２）令和７年議案第２３号 指定管理施設の更新についての説明を求めます。
松井スポーツ 課長	松井スポーツ課長お願いします。 議案第２３号指定管理施設の更新についてご説明いたします。 資料をご覧ください。１対象施設は、あけぼのパークゴルフ場で、今年度で現在の指定管理期間が終了することから、次年度以降の指定管理者を公募いたします。 ２指定期間ですが、令和８年４月１日から令和１２年３月３１日まで、前回の更新時と同じく４年間であります。 今後の予定ですが、募集を７月から始め、選定委員会で指定管理者を選定後、１０月の定例教育委員会でご審議いただき、１２月の定例市議会に議案の提出を予定しております。
黒川教育長	以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 （質疑なし） それでは、令和７年議案第２３号 指定管理施設の更新についてを承認することにご異議ありませんか。 （一同了承） それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項（３）令和７年議案第２４号 指定管理施設の更新についての説明を求めます。
松井スポーツ 課長	松井スポーツ課長お願いします。 議案第２４号指定管理施設の更新についてご説明いたします。 資料をご覧ください。１対象施設は、森林キャンプ場で、今年度で現在の指定管理期間が終了することから、次年度以降の指定管理者を公募いたします。 ２指定期間ですが、令和８年４月１日から令和１２年３月３１日まで、前回の更新時と同じく４年間であります。 今後の予定ですが、募集を７月から始め、選定委員会で指定管理者を選定後、１０月の定例教育委員会でご審議いただき、１２月の定例市議会に議案の提出を予定しております。
黒川教育長	以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 （質疑なし） それでは、令和７年議案第２４号 指定管理施設の更新についてを承認することにご異

山崎総務課長 黒川教育長	議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 続いて、3のその他、次回教育委員会予定案件及び日程について説明願います。 山崎総務課長お願いします。 次回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、令和6年度不登校児童生徒数及びいじめの認知件数などを予定しております。また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、7月28日月曜日午後3時からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。 ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は、7月28日月曜日午後3時からということで、皆様よろしいですか。 (一同了承) 以上をもちまして、令和7年第6回定例教育委員会を終了いたします。 (閉会)
----------------------------	--

終了 午後3時47分

署名人（教育長） 黒川 淳司

署 名 人 兼子 弘詔